

令和元年度 津島市人事行政の運営状況を公表します

津島市の人事行政運営の公正性や透明性を高めるため、職員の給与、勤務条件、福利厚生などについて公表します。
 なお、今回掲載したものは概要版です。より詳細な資料を市ホームページに掲載していますのでご覧ください。
 (特に記載のない限り平成31年4月1日現在、特別職および教育長を除く数値です)

4 平均給料月額等の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	302,600円	391,670円	41.8歳

平均給与月額は、平成31年4月分の給料および職員手当(期末・勤勉手当を除く)の合計を平成31年4月の職員数で除したものです。

5 一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	58人	18.8%
2級	主事(相困)・技師(相困)	60人	19.5%
3級	主査	64人	20.8%
4級	統括主任・主任主査	64人	20.8%
5級	補佐	24人	7.8%
6級	課長・主幹	12人	3.9%
7級	次長・課長(相困)	17人	5.5%
8級	部長	9人	2.9%
計		308人	100.0%

職員数は津島市の給与条例に基づく行政職給料表(1)の適用を受ける、主に事務的業務を行う一般行政職の職員の数です。
 相困=相当困難な業務を処理

6 主な職員手当の状況

期末・勤勉 手当	期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.3月分	0.925月分	
	12月期	1.3月分	0.975月分	
	計	2.6月分	1.9月分	
職制上の段階、職務の等級による加算措置有				
退職手当	自己都合		勲奨・定年	
	勤続20年	19.6695月	24.586875月	
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	
	勤続35年	39.7575月	47.709月	
	最高限度	47.709月	47.709月	
	その他 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	2,079千円	18,133千円		
地域手当	支給対象地域		全地域	
	支給率		6%	
	1人当たり平均支給月額		19,327円	

職員の任免および職員数に関する状況

1 令和元年度における職員の任免の状況

平成31年 4月1日	退職者数	採用者数	令和2年 4月1日
1,019人 (29人)	119人 (14人)	58人 (6人)	958人 (21人)

採用者数は、平成31年4月2日から令和2年4月1日に採用した人数です。
 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

2 職員数の状況

区分	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	増減
一般行政 部門	300人 (17人)	303人 (12人)	3人 (▲5人)
特別行政 部門	108人 (6人)	108人 (4人)	0人 (▲2人)
公営企業等 会計部門	611人 (6人)	547人 (5人)	▲64人 (▲1人)
合計	1,019人 (29人)	958人 (21人)	▲61人 (▲8人)

休職者、派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除きます。
 ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。
 職員数は各部門に所属する一般行政職および各専門職の職員の数です。
 特別行政部門とは、教育部門および消防部門です。
 公営企業等会計部門とは、病院部門および上下水道部門です。

職員の給与の状況

1 人件費の状況(令和元年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令2.1.1)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
62,346人	千円 21,055,465	千円 3,355,209	% 15.9

人件費には、特別職および教育長に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況(令和元年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計
411人	千円 1,462,361	千円 334,079	千円 612,961	千円 2,409,401

職員数は、公営企業会計関係事業(水道事業等)および特別会計事業(介護保険事業等)に係る職員以外の職員の数です。職員手当には、退職手当は含みません。

3 一般行政職の初任給等の状況

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
大学卒	188,700円	272,000円	-
高校卒	165,900円	-	-

(注)個人が特定されるものについては公表していません(2人以下の項目)。

職員の分限および懲戒処分の状況

1 職員の分限処分の状況

理由	免職	降任	休職
心身の故障	0人	0人	9人

2 職員の懲戒処分の状況

理由	免職	停職	減給	戒告
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人

職員のサービスの状況

営利企業等への従事許可の状況

2件

職員の研修および勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修区分	主な研修名	延受講者数
一般研修	一般職員研修、係長研修、課長研修など	89人
専門研修	地方自治法研修、地方公務員法研修、民法研修など	1,022人

2 勤務成績の評定の状況

概要	職員の職務活動を評価し、職員の能力開発と適材適所の職員配置等を目的とした人事考課制度を実施しています。
対象者	全職員
評価期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

職員の福祉および利益の保護の状況

1 職員の定期健康診断の状況

職員の健康管理のため、1年に1回定期健康診断または人間ドックを受診させています。

また、深夜業務および放射線業務等の従事者に対して、上記健康診断に加えて特別健康診断を実施しています。

2 公務災害認定の状況

職務中の負傷	出張中の負傷	通勤中の負傷	計
2件	0件	0件	2件

3 津島市公平委員会に対する措置要求および不服申立ての状況

0件

時間外勤務手当	令和元年度普通会計決算額	101,715千円
	1人当たり平均支給月額	21,297円
特殊勤務手当	支給職員の割合	23.6%
	1人当たり平均支給月額	5,909円
	手当の種類	危険手当、市税徴収手当、税務調査手当、不快手当ほか8種類
扶養手当	配偶者 6,500円 子 1人につき10,000円 (15歳～22歳の子1人につき5,000円加算) 父母等 6,500円	
住居手当	借家・借間居住者	12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
	持家者	平成28年度より廃止
通勤手当	交通機関等利用者	55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給
	交通用具利用者	通勤距離に応じ、最高31,600円

7 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長	906,000円
	副市長	761,000円
報酬	議長	481,000円
	副議長	441,000円
	議員	417,000円
		6月期 1.55月分 12月期 1.70月分 計 3.25月分 役職加算・管理職加算措置有

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	休憩時間
8:30～17:15 (休憩時間を除き7時間45分)	12:00～13:00

2 主な休暇の状況

種類	概要
年次有給休暇	1年につき20日付与
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合

3 育児休業等の取得の状況

	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務
男性	1人	0人	0人
女性	49人	53人	8人

人権について 考えてみませんか

問合 人権推進課人権同和男女参画G
☎55-093664

人権週間

12月4日(金)～10日(木)

1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

市では、日ごろから人権問題学習講座の開催や人権施策推進プランを推進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。

この人権週間に契機に、私たち一人ひとりがあらためて人権について考え、偏見や差別の解消に取り組みましょう。

人権啓発キャッチコピー
『誰か』のこゝろ ぐやない。

心配ごと相談人権相談

日常生活の中で、人権問題かもしれないと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は固く守られます。

日時・場所

津島市社会福祉協議会(総合保健福祉センター内)

毎月第2金曜日 午前9時～正午

☎25-8411(予約不要)

名古屋法務局津島支局

毎週月・木曜日 午前10時～午後4時

☎26-2423(予約不要)

主な相談内容

- ・ いじめ、体罰、不登校・児童問題
- ・ 部落差別、女性差別などの差別問題
- ・ 家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・ その他、人権問題に係るもの

市では法務省などの関係機関や人権擁護委員と連携しながら、相談窓口や支援体制を充実し、引き続き人権教育・人権啓発に取り組んでいきます。

男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会とは、性別に関係なく活躍できる社会のことです。

少子高齢化により、働く若者の数が減っています。日本の強い経済を取り戻すためには、女性も活躍することが必要です。

年齢や性別に関係なく、個人の責任ややりたいことに対し、自ら望むバランスで活動できることを目指す、という考え方を、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)といいます。周囲の人にも同じように望むバランスがあり、共に働き、生活する人のバランスも尊重しようという考え方です。

子どもの人権を守りましょう



いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕…。子どもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

いじめ

最近の子どものいじめは、多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。

また、いじめはささいな行為から危険を伴う行為へつながることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。

いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題があります。その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要です。

児童虐待・児童買春・児童ポルノ問題

昨今、幼児や児童を、親などが虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。また、性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。

これらの問題の解決に向けて、平成11年11月には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行され(平成26年7月施行の改正法により、題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、罰則が拡充・強化)、また、平成12年11月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され(累次の改正あり)、積極的な取り組みが行われています。

(出典:法務省ウェブサイト)

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、長時間労働の上限規制、有給休暇取得の一部義務化等が始まり、企業におけるワークライフバランスを推進しています。

一人ひとりが互いに認め合い、支え合いながら、自分らしく生きることができ、社会の形成は、男女ともに生活のあらゆる場面で相乗効果好循環を生み出すことにつながります。

年末年始の業務案内

市の施設等	□:通常業務		▽:午前中のみ業務		■:業務を行わない日								
施設名	25金	26土	27日	28月	29火	30水	31木	1金	2土	3日	4月	5火	6水
市役所・神守支所													
神島田連絡所※		※	※										
市民病院※													
総合保健福祉センター※		※	※										
斎場													
文化会館													
大崎会館													
西地域防災コミュニティセンター													
観光交流センター													
観光センター													
海部地域消費生活センター													
南文化センター													
中央児童館													
西地区子育て支援センター													
東地区子育て支援センター													
家庭児童相談室													
老人福祉センター													
わざ・語り・伝承の館													
神島田祖父母の家													
図書館													
図書館(生涯学習センター分室)													
図書館(神島田分室)													
児童科学館													
神島田公民館													
錬成館													
葉苳スポーツの家													
生涯学習センター													
ふれあいバス(津島市巡回バス)													

※戸籍の届出(出生、婚姻、死亡等)および火葬の申請は、市役所が業務を行っていない日でも、市役所当直室で受け付けます。
 ※神島田連絡所では、12月26日および27日は、住民票の写しの交付および印鑑登録証明書の交付業務のみを行います。
 ※市民病院の診療は、診療を行っていない日でも、救急の場合には、通常の休日と同様に診療を行います。
 ※総合保健福祉センターでは、12月26日および27日は、貸館として事前に申し込みのあった場合のみ開館します。

年末年始の内科・小児科診療体制

- 期 間 12月30日(水)～1月3日(日)
- 受付時間 午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分
- 場 所 津島地区休日急病診療所
時間外や内科・小児科以外の診療については、消防本部または救急医療情報センターへ。連絡先は27ページをご覧ください。

し尿のくみ取り

市役所が許可している次の各業者へ問い合わせてください。

- (有)大政 ☎25-7374
- エコ環境(株) ☎0120-222-652
- 尾西清掃(株) ☎26-2908
- (有)吉川清掃社 ☎26-4918

家庭ごみの収集について【年末年始を含む収集日程表】令和2年12月～令和3年2月 問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

区分	12月28日(月)	12月29日(火)	12月30日(水)～ 1月3日(日)	1月4日(月)	1月11日(月・祝)	2月11日(木・祝)	2月23日(火・祝)
可燃ごみ	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	休み	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
ペットボトル	収集ありません	収集ありません	休み	収集ありません	収集ありません	収集ありません	収集ありません
不燃ごみ	収集ありません	収集ありません	休み	収集ありません	収集ありません	収集ありません	収集ありません
プラスチック製容器包装	該当町内のみ収集	収集ありません	休み	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
古紙・空びん 空き缶・古着	該当町内のみ収集	収集ありません	休み	第1金曜日 第1月曜日の町内を収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
有害ごみ	収集ありません	収集ありません	休み	収集ありません	収集ありません	収集ありません	収集ありません

※12月28日(月)が通常収集最終日となりますが、12月29日(火)につきましては、可燃ごみのみ火曜日の該当町内を収集します。